

年末年始の生活困窮者に対する支援及び新年度国保料に関する申し入れ
～新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ（第5次）～

2020年12月15日

日本共産党杉並区議団

感染拡大の第3波が日本全国を覆い、区民のくらしと営業は大きな打撃を受けています。

コロナ禍の収束が見えないなかで、年末年始には雇止めや廃業が多発することが予想され、厚労省も11月24日付けで事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」を発し、江戸川区などでは福祉事務所の相談窓口を臨時で開設するなど、各自治体でも年末年始の対応を進めています。

感染拡大の影響などで困窮する方々を支援することは基礎自治体としての杉並区の責務であり、誰もが安心して年を越せるよう、財政調整基金を大胆に活用し生活支援と事業者支援を抜本的に強化すべきです。

つきましては、緊急に求められる対策について下記の通り、あらためて要望するものです。

記

- ① 年末年始の閉庁期間について、福祉事務所の臨時相談窓口を開設し生活保護申請の相談・受付など必要な対応が行える体制を整えること。
- ② 閉庁期間における緊急の相談受付方法について、チラシやホームページ等で広く周知すること。
- ③ 年末年始に失業や収入の減少などによって住居を失った方に対しては、東京都が用意するビジネスホテルなどの個室宿泊施設へと確実につなげること。また、区独自のビジネスホテルの借り上げや宿泊可能な区立施設の開放なども検討・実施すること。
- ④ 既に福祉事務所に生活や住まいの相談があり、生活保護の申請に至っていない方や年末年始に生活が困難になる可能性がある方などに対し事前相談を行うこと。
- ⑤ 生活困窮者向けに年末年始に食料を配布する体制を整えること。
- ⑥ 低所得者世帯への家賃助成を具体化すること。
- ⑦ ひとり親世帯など低所得層への追加給付を年内に実施すること。
- ⑧ 忘年会、新年会の自粛により区内の飲食店などで倒産・廃業が多発する懸念がある。区として事業者の実態調査を行い、現状を把握すること。

- ⑨ 年内や年明けに打ち切られることとなる中小業者への支援策について、継続・改善、複数回の支給を国に要請すること。また、制度のはざままで支援が受けられない事業者への支援や、国の制度への上乗せ支援など区独自の支援策を実施すること。
- ⑩ 年末年始のPCR検査体制の確立とともに、保健所体制の強化を行い保健所職員に集中している負担を軽減すること。
- ⑪ 区内の診療所など小規模医療機関への財政的支援を強化すること。
- ⑫ 来年度の国保料について引き上がらないよう、あらゆる手立てを尽くすこと。

以上